

○指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第二条、第十七条関係）		別表第一（第二条、第十七条関係）	
特定計量器	検査設備	特定計量器	検査設備
質量計	名称 基準分銅 基準はかり	名称 基準分銅 基準はかり	名称 基準分銅 基準はかり
皮革面積積計	性能	性能	性能
板積計	性能	性能	性能
周速度計	性能	性能	性能
定期検査又は計量証明検査を実施する者	条件 少なくとも一般計量士一名以上を置くものとす、その他の者については、次のいずれかに該当すること。	条件 少なくとも一般計量士一名以上を置くものとす、その他の者については、次のいずれかに該当すること。	条件 少なくとも一般計量士一名以上を置くものとす、その他の者については、次のいずれかに該当すること。
人数	人数	人数	人数
二名	二名	二名	二名

	騒音計	
	基準静電 型マイク ロホン 無響装置	
	百ヘルツ以上の周 波数において、音 源の音響中心から 五十センチメートル から一メートル までの範囲におけ る逆二乗則からの	
	少なくとも も環境計 量士（騒 音・振動 関係）一 名以上を 置くもの とし、そ の他の者 について	術総合 研究所 （以下 「研究 所」と いう。 ）の「 短期計 量教習 」以上 を修了 した者 で、指 定に係 る実務 経験が 一年以上 の者
	二名	

	騒音計	
	基準静電 型マイク ロホン 無響装置	
	百ヘルツ以上の周 波数において、音 源の音響中心から 五十センチメートル から一メートル までの範囲におけ る逆二乗則からの	
	少なくとも も環境計 量士（騒 音・振動 関係）一 名以上を 置くもの とし、そ の他の者 について	合研究 所（以 下「研 究所」 という ）の「 短期計 量教習 」以上 を修了 した者 で、指 定に係 る実務 経験が 一年以上 の者
	二名	

度計、 酸素濃 ニア式 ジルコ	振動レ ベル計			
検査用ガ 標準ガス	基準サ ーボ式ピ ックアッ プ加振装 置	周波数特 性測定装 置		
特定計量器検定検 査規則第二十条に 規定するもの 検査用ガスの濃度	四ヘルツから三十 一・五ヘルツまで の範囲の周波数の 鉛直方向の振動を 発生できるもの 四ヘルツから三十 一・五ヘルツまで の範囲の周波数の 正弦波振動につい て周波数特性が測 定できるもの		偏差が一デシベル 以内のもの 二十ヘルツから十 二・五キロヘルツ までの範囲の周波 数について、正弦 音波を用いて周波 数特性の測定がで きるもの	
量士（濃 度関係） 少なくとも も環境計	二 研究 所の一 短期計 量教習 「以上 を修了 した者 で、指 定に係 る実務 経験が 一年以上 の者		は、次の いずれか に該当す ること。 一 環境 計量士 （騒音 ・振動 関係） 二 研究 所の一	
二名	二名			
度計、 酸素濃 ニア式 ジルコ	振動レ ベル計			
検査用ガ 標準ガス	基準サ ーボ式ピ ックアッ プ加振装 置	周波数特 性測定装 置		
特定計量器検定検 査規則第二十条に 規定するもの 検査用ガスの濃度	四ヘルツから三十 一・五ヘルツまで の範囲の周波数の 鉛直方向の振動を 発生できるもの 四ヘルツから三十 一・五ヘルツまで の範囲の周波数の 正弦波振動につい て周波数特性が測 定できるもの		偏差が一デシベル 以内のもの 二十ヘルツから十 二・五キロヘルツ までの範囲の周波 数について、正弦 音波を用いて周波 数特性の測定がで きるもの	
量士（濃 度関係） 少なくとも も環境計	二 研究 所の一 短期計 量教習 「以上 を修了 した者 で、指 定に係 る実務 経験が 一年以上 の者		は、次の いずれか に該当す ること。 一 環境 計量士 （騒音 ・振動 関係） 二 研究 所の一	
二名	二名			

溶液導 電率式 二酸化 硫黄濃 度計、 磁気式 酸素濃 度計、 紫外線 式二酸 化硫黄 濃度計 、紫外 線式室 素酸化 物濃度 計、非 分散型 赤外線 式二酸 化硫黄 濃度計 、非分 散型赤 外線式 室外濃 度計、 化物濃 度計、	ス調製装 置	の誤差を二パーセ ント以内に調製で きるもの	一名以上 を置くも のとし、 その他の 者につい ては、次 のいずれ かに該当 すること 。 一 環境 計量士 （濃度 関係） 二 研究 所の一 短期計 量教習 一以上 を修了 した者 で、指 定に係 る実務 経験が 一年以上 の者
---	-----------	------------------------------	--

溶液導 電率式 二酸化 硫黄濃 度計、 磁気式 酸素濃 度計、 紫外線 式二酸 化硫黄 濃度計 、紫外 線式室 素酸化 物濃度 計、非 分散型 赤外線 式二酸 化硫黄 濃度計 、非分 散型赤 外線式 室外濃 度計、 化物濃 度計、	ス調製装 置	の誤差を二パーセ ント以内に調製で きるもの	一名以上 を置くも のとし、 その他の 者につい ては、次 のいずれ かに該当 すること 。 一 環境 計量士 （濃度 関係） 二 研究 所の一 短期計 量教習 一以上 を修了 した者 で、指 定に係 る実務 経験が 一年以上 の者
---	-----------	------------------------------	--

電源周波数磁界試験装置	静電気放電試験装置	無線周波コモンモード試験装置	電圧ディップ/短時間停電試験装置	電圧サージ試験装置	電源フアストトラ
-------------	-----------	----------------	------------------	-----------	----------

日本工業規格C-1
五・一六に規定する
試験ができるもの

旧大学	令によ	る大学	又は旧	専門学	校令に	よる専	門学校	におい	て理工	又は工	学の課	程を修	めて卒	業した	者で、	騒音計	の検査	に一年	以上従	事した	者	二研究	所の一	一般計	量教習	一以上	を修了
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----

周波数特性測定装置	カプラ	短音発生装置	恒温恒湿装置	までの範囲における逆二乗則からの偏差が一デシベル以下のもの	二十ヘルツから十	二・五キロヘルツ	までの範囲の周波数の正弦波電気信号を〇・二秒及び〇・五秒の持続時間	間で発生できるもの	温度零下十度から五十度までの範囲内の任意の温度が保持でき、かつ、温度二十五度以上において、四十五湿度百分率から九
-----------	-----	--------	--------	-------------------------------	----------	----------	-----------------------------------	-----------	--

旧大学	令によ	る大学	又は旧	専門学	校令に	よる専	門学校	におい	て理工	又は工	学の課	程を修	めて卒	業した	者で、	騒音計	の検査	に一年	以上従	事した	者	二研究	所の一	一般計	量教習	一以上	を修了
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----

シ ン ジ エ ン	ト 試 験 装 置	正 弦 波 電 気 信 号 発 生 器	自 由 音 場 試 験 装 置	カ プ ラ	ト ー ン バ ー ス ト 試 験 装 置	電 源 電 圧 変 動 試 験 装 置
-----------------------	-----------------------	--	--------------------------------------	-------------	---	--

し た 者	で、計	量の実	務に一	年以上	従事し	た者	三 環 境	計量士	(騒音	・振動	関係)	四 一又	は二に	掲げる	者と同	等以上	の能力	を有し	ている	と研究	所理事	長が認	めた者
-------------	-----	-----	-----	-----	-----	----	-------------	-----	-----	-----	-----	---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

振 動 試 験 装 置	回 転 台	断 続 正 弦 波 発 生 装 置	十湿度百分率まで の範囲内の任意の 湿度が保持できる 装置であつて、四 百五十ヘルツから 千八百ヘルツまで の範囲の周波数に ついて、正弦音波 を用いて周波数特 性を測定できるも の	周波数十六ヘルツ 振動加速度実効値 九・八メートル毎 秒毎秒の振動を鉛 直方向及び互いに 直角な水平二方向 について発生でき るもの	水平方向に左右九 十度回転できるも のであつて、回転 の角度を示す目量 が一度以下のもの 二十ヘルツから十 二・五キロヘルツ までの範囲の周波 数の正弦波バース
----------------------------	-------------	---	---	---	--

し た 者	で、計	量の実	務に一	年以上	従事し	た者	三 環 境	計量士	(騒音	・振動	関係)	四 一又	は二に	掲げる	者と同	等以上	の能力	を有し	ている	と研究	所理事	長が認	めた者
-------------	-----	-----	-----	-----	-----	----	-------------	-----	-----	-----	-----	---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

	振動レ ベル計	
試験装置	基準サー ボ式ピツ クアツプ 実効値測 定装置	波高率五の電気信 号の実効値電圧が 測定できるもの
自己雑音 試験装置	正弦波電 気信号発 生器	
温度特性 試験装置	振動特性 試験装置	
バースト 信号応答 試験装置		日本工業規格C一 五一七に規定する 試験ができるもの

	五名	
--	----	--

	振動レ ベル計	
波発生装 置	加振装置 クアツプ 基準サー ボ式ピツ	ト電気信号を発生 できるもの 波高率五の電気信 号の実効値電圧が 測定できるもの
断続正弦 波発生装 置	周波数特 性測定装 置	一ヘルツから八十 ヘルツまでの範囲 の周波数の鉛直方 向の正弦波振動を 発生できるもの
短振発生 装置		一ヘルツから八十 ヘルツまでの範囲 の周波数の正弦波 振動について周波 数特性が測定でき るもの
		八ヘルツから八十 ヘルツまでの範囲 の周波数の持続時 間一秒の正弦波電 圧を発生できるもの
		八ヘルツから八十 ヘルツまでの範囲 において断続正弦

	五名	
--	----	--

恒温恒湿
装置

波電圧を発生でき
るもの

横感度試
験装置

温度零下十度から
五十度までの範囲
内の任意の温度が
保持でき、かつ、
温度二十五度以上
において湿度四十
五湿度百から九十
湿度百分率までの
範囲内の任意の湿
度が保持できる装
置であつて、四ヘ
ルツから八十ヘル
ツまでの範囲の正
弦波振動について
周波数特性が測定
できるもの

四ヘルツから八十
ヘルツまでの範囲
の周波数において
水平方向の正弦波
振動を発生できる
装置であつて、当
該範囲の正弦波振
動について横感度
の周波数特性が測
定できるもの

